議 第 144 号令和 6 年 6 月 4 日提出

熊本市税条例の一部改正について

熊本市税条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西一史

熊本市税条例の一部を改正する条例

熊本市税条例(昭和25年告示第89号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第6条中「外」を「ほか」に改める。

第24条第3項中「切捨てる」を「切り捨てる」に改める。

第27条中「同条第1項及び第3項」を「同項及び同条第3項」に改める。

第27条の5の2第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第9号を次のように改める。

(9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために 支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第28条の3の2第2項中「法第317条の3の2第1項の給与支払者」を「同条 第1項の給与支払者」に改める。

第28条の3の3第2項中「提出した前項又は法第317条の3の3第1項」を「提出した前項又は同条第1項」に、「記載した前項又は法第317条の3の3第1項」を「記載した前項又は同条第1項」に改める。

第32条の6の2の見出し中「公的年金等」の次に「に係る所得」を加える。

第32条の7第9項中「(第11項」を「(同項」に改める。

第33条第2項中「によって」を「により」に改め、同項ただし書中「特に」を 「、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減 免する必要があると」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「におい ては」を「には」に改める。

第36条第7項中「埋立し」を「埋立て」に改める。

第40条の2中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第40条の3第2号中「若しくは」を「又は」に改める。

第41条の2第2項中「前項」を「同項」に改める。

第50条第2項中「によって」を「により」に改め、同項ただし書中「特に」を「、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第51条第1項中「法第417条第2項」を「同条第2項」に改める。

第52条中「、並びに」を「並びに」に、「規則で」を「、市長が」に改める。

第53条の2の見出し中「被災住宅用地等」を「被災住宅用地」に改め、同条第1項中「の各号」を削る。

第66条第2項中「によって」を「により」に改め、同項ただし書中「特に」を「、当該軽自動車等が同項の軽自動車等に該当することが明らかであり、かつ、種別割を減免する必要があると」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第67条第2項中「によって」を「により」に改め、同項ただし書中「特に」を「、当該軽自動車等が同項の軽自動車等に該当することが明らかであり、かつ、種別割を減免する必要があると」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に改める。

第68条第2項中「によって」を「により」に、「の定める」を「が定める」に改め、同項ただし書中「特に」を「、当該軽自動車等が同号に該当することが明らかであり、かつ、種別割を減免する必要があると」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に改め、同項ただし書中「特に」を「、当該軽自動車等が同号に該当することが明らかであり、かつ、種別割を減免する必要があると」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に改める。

第72条の2第1項中「若しくは」を「又は」に改める。

第78条第2項中「同条第1項第1号」を「同項第1号」に改める。

第108条第5項中「第36条の2の4」を「第36条の2の3」に改める。

第114条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項ただし書中「特に」を「、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「報告しなければ」を「申告しなければ」に改める。

第115条の5中「第137条第1号」を「第112条第1号」に改める。

第134条第2項中「第701条の32第5項」を「第701条の32第2項」に 改める。

第135条第1項中「第701条の31第1項第10号」を「第701条の31第 1項第8号」に改める。

第143条第1項中「事由」を「理由」に改める。

第144条第2項中「によって」を「により」に改め、同項ただし書中「特に」を「、当該者が同項に規定する者に該当することが明らかであり、かつ、事業所税を減免する必要があると」に改め、同項第4号中「前各号」を「前3号」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第146条第1項中「(昭和43年法律第100号)」を削る。

附則第4条の2を削る。

附則第10条の2第14項を削り、同条第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の 条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第10条の2第15項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」

に改め、同条第17項を同条第18項とし、同条第16項を同条第17項とし、同条 第15項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1と する。

附則第10条の3第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に 改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附 則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第 7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、 同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号 に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」 を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附 則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、 同条第3項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項の次に次の1項を加える。 3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所 有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優 良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項に規定 する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第 7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則 第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前 項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第14条の2第3項中「第115条の2から第115条の7まで」を「同条から第115条の7まで」に改める。

附則第18条の6中「附則第32条の7又は第32条の8」及び「附則第32条の7若しくは第32条の8」を「附則第33条」に改める。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当 該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第40条の2の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第27条の5の2の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第1条 第11号に掲げる規定の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項 の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の熊本市税 条例第27条の5の2第1項第9号の規定の適用については、同号中「寄附金」と あるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附 則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定 による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるもの を含む。)」とする。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の熊本市税条例の規定 中固定資産税又は都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産 税又は都市計画税について適用し、令和5年度分までの固定資産税又は都市計画税 については、なお従前の例による。
- 2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法 等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第 226号。次項及び第4項において「旧法」という。) 附則第15条第25項に規 定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、な お従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条 第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に 供する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の 例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の施行の 日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定 する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税及び 都市計画税については、なお従前の例による。

(提出理由)

地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)等の施行に伴い、所要 の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。